

問い合わせ先	健康福祉局 保険年金課 保険係
	電話：082-504-2157

国民健康保険医療費の一部負担金等の免除

1 支援策の内容

医療費の一部負担金等（一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額）を免除します。

2 対象者（要件等）

平成30年7月豪雨により次のいずれかに該当する方

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

3 手続の方法

(1) 平成30年12月31日までの診療分

医療機関等の窓口で、その旨の申し立てをしていただくことで、一部負担金等の支払いが不要になります。

(2) 平成31年1月1日以降の診療分

区役所から交付される「平成30年7月豪雨の被災者に係る広島市国民健康保険一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」という。）を医療機関等の窓口で提示していただくことで、一部負担金等の支払いが不要になります。

免除証明書の交付は、あらかじめお住まいの区役所保険年金課へ次のものをお持ちのうえ申請してください。

- ・2の(1)～(5)のいずれかに該当することを証明できる書類（り災証明書、死亡診断書、行方不明の届出の写し等）
- ・被保険者証
- ・認印

ただし、平成31年2月までの免除証明書の交付を既に受けている方で、世帯変更等がない方については、あらためての申請は不要です。該当する方

には、有効期間が平成31年3月から6月までの免除証明書を、区役所から送付します。

4 免除の対象

令和元年6月末までの診療、調剤及び訪問看護に係る一部負担金等

5 その他

この取扱いは、平成30年7月豪雨により被災された方を対象に、国から特別に示された措置です。

免除の開始は7月5日まで遡れますので、仮に一部負担金等を支払った場合でも対象となったときは、領収書を添付の上申請により還付されます。

詳しくはお住まいの区役所保険年金課にご相談のうえ申請をしてください。

6 問い合わせ先

中区保険年金課 (504-2555)

東区保険年金課 (568-7711)

南区保険年金課 (250-8941)

西区保険年金課 (532-0933)

安佐南区保険年金課 (831-4929)

安佐北区保険年金課 (819-3909)

安芸区保険年金課 (821-4910)

佐伯区保険年金課 (943-9712)